

独立行政法人会計基準の改訂に伴う作成基準の改訂について

1. 現行の省庁別連結財務書類等の作成方法

「省庁別財務書類の作成について」（平成 16 年 6 月 17 日（平成 23 年 10 月 31 日最終改訂）財政制度等審議会。以下「作成基準」という。）の「省庁別財務書類の作成基準」においては、省庁別連結財務書類の作成方法について、省庁別財務書類及び特殊法人等の財務諸表の金額を基礎とした上で、必要な相殺消去等の処理を行うなど、企業会計における連結財務諸表の作成の手法を準用することとしている。また、独立行政法人の財務諸表においては、退職手当に係る引当金が計上されていない場合があるとし、連結に際しては、当該引当金は所要額を計上することとしている。

2. 独立行政法人会計基準の改訂

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（以下「基準及び注解」という。）は、平成 30 年 9 月 3 日に改訂され、改訂後の基準及び注解は平成 31 事業年度から適用することとされた。

改訂前の基準及び注解では、「法令等、又は中期計画、中長期計画及び事業計画又は年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない」とされていたが、改訂後の基準及び注解においては、「法令等、中期計画等又は年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる引当金に見合う将来の収入については、引当金見返を計上する」とされた。これにより、基準及び注解改訂前は、独立行政法人の職員に係る退職一時金等について中期計画等に照らして客観的に運営費交付金等により財源が措置されると明らかに見込まれる場合には「退職給付引当金を計上しない」こととされていたところ、基準及び注解改訂後は「退職給付引当金を計上したうえで退職給付引当金見返を計上する」こととされた。

3. 作成基準の改訂の検討

運営費交付金等により退職一時金等の財源が措置される独立行政法人の財務諸表に退職給付引当金及び退職給付引当金見返が計上されることを踏まえて、作成基準について所要の改訂を行うこととしたい。

【参考】

「省庁別財務書類の作成基準」

第1章～第8章 (略)

第9章 省庁別連結財務書類

1・2 (略)

3. 省庁別連結財務書類の作成方法等

(1)・(2) (略)

(3) 特殊法人等に特有の会計処理の取扱い

行政コスト計算書の添付資料として作成された財務諸表においては、資産見返補助金が負債に計上されている場合があるほか、独立行政法人の財務諸表においては、運営費交付金等が負債計上されている場合や退職手当に係る引当金が計上されていない場合があるなど、特殊法人等においては、それぞれの特性を反映した財務諸表が作成されている。

これらの特殊法人等に特有な会計処理については、資産及び負債の適正評価の観点から、負債計上されている資産見返補助金や運営費交付金等については負債から資産・負債差額へ移し換え、退職手当に係る引当金は所要額を計上する等、連結に際して必要な修正を行うものとする。

(4)・(5) (略)

(注)「省庁別財務書類の作成基準」より抜粋。下線は事務局により付したものである。